

知らないではすまされない！ 取適法（旧下請法）のポイント

旧・下請法が「中小受託取引適正化法（取適法）」として大きく改正され、適用範囲の拡大や価格協議の義務化、支払ルールの厳格化など、企業実務に影響するポイントが多数生まれています。本セミナーでは改正の背景から主要ポイント、実務で注意すべき点までをコンパクトに解説し、早期対応に役立つ知識をわかりやすくお伝えします。ぜひこの機会にご参加ください。

- 日 時：令和8年 8月27日（木） 14:00～16:00
- 会 場：長岡商工会議所（住所：長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3）
※駐車場に限りがありますので周辺の駐車場をご利用ください。
※後日アーカイブ配信を行います。（3週間程度。アーカイブのみの方も要申込。）
- 対 象：中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）
- 定 員：30人 ■ 受講料：無 料

【セミナーカリキュラム】

1. 下請法改正の背景・経緯
2. 改正下請法の全体像
 - ・ 施行日と今後のスケジュール
 - ・ 主な改正項目と企業への影響度
3. 法律名・用語の変更
4. 下請法適用範囲の拡張
5. 価格協議の義務化と注意点
6. 支払の厳格化（手形払等の禁止）

【講 師】

行政書士大森法務事務所 代表
ビジネス法務コーディネーター

おおもり やすゆき
大森 靖之 氏



専修大学法学部卒業後、メーカー法務部で11年間、契約書の作成・審査や株主総会運営、BCP構築、ISO更新などを担当。2013年に行政書士として独立し、大森法務事務所を開業。企業・個人の契約法務支援や顧問業務を行うほか、ビジネス法務やコンプライアンス等の研修・セミナー講師としても高い評価を得ている。

◆申込方法

右記QRコードよりお申込みください。
※アーカイブ受講も事前申込が必要です！



お問合せ

長岡商工会議所 経営支援グループ

TEL：0258-32-4500

E-mail：keiei@nagaokacci.or.jp